# 令和6年度少人数教育推進検討委員会 報告書

令和6年11月 少人数教育推進検討委員会

はじめに	1
1 少人数教育推進検討委員会設置の経緯	
2 設置目的	
3 検討事項	
I 検討経過と内容	
1 検討経過と内容	2
2 国の動向	2
Ⅱ 25人学級導入の効果検証	
1 検証内容と調査方法	3
2 分析の観点	
3 検証結果の概要	6
Ⅲ 少人数教育推進の方向性	
1 小学校5年生以降への少人数教育について	16
(1) 方向性について	
(2) 課題への対応について	
ア 教員確保について	
イ アクティブクラスを実施する際の要件の緩和について	
(3) 中学校への接続について	
(4) その他	
2 魅力ある山梨の少人数教育を広く知ってもらうために	21
Ⅳ 参考資料	
はぐくみプラン(令和6年度)	22
委員長あいさつ	
口 少人数教育推進検討委員会設置要綱	25
□ 令和6年度 少人数教育推進検討委員会委員名簿	
6 19182千尺 人名苏西亚巴达的女员女女员有	20

# 1 少人数教育推進検討委員会設置の経緯

本県では、令和3年度に小学校1年生に25人学級を導入し、令和6年度には小学校4年生まで拡大した。25人学級の導入に当たっては、令和元年度、令和2年度及び令和4年度に、教育関係者や保護者などから構成する少人数教育推進検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置し議論を行った。

令和元年度の検討委員会では、25人学級の導入について優先すべき学年として、「小学校1年生に25人学級を導入することが求められる」とするとともに、小学校2年生以降の他学年への導入については、「引き続き検討を行っていくことが望ましい」などの方向性を示した。また、「アクティブクラスについて」、「特別支援学級について」、「考慮すべき課題について」、それぞれ方向性を示した。

令和2年度の検討委員会では、令和元年度に示された方向性に基づき、山梨県の公立小中学校における更なる少人数教育の推進について検討を行い、「25人学級を導入する1年生に引き続き2年生においても25人学級を導入することが望ましい」、「今後は、小学校1、2年生における25人学級導入の効果の検証や、国の動向にも注視しながら、小学校3、4年生の少人数教育の推進について検討することが求められる」との方向性を示した。

令和4年度の検討委員会では、小学校3年生以降の少人数教育の推進について検討を行い、「小学校3年生以降についても、国の35人学級編制を上回る基準が望ましい」、また、中学校については「国の動向にも注視しながら引き続き検討することが求められる」との方向性を示したところである。

#### 2 設置目的

少人数教育推進検討委員会は、児童生徒一人ひとりに向き合ったきめ細かな質の高い教育の 実現を目指し、山梨県の公立小中学校における少人数教育の推進について検討することを目的 とする。

# 3 検討事項

検討委員会では、以下の事項について、学校現場や様々な立場の関係者から幅広く意見を聴きながら整理を行った。

- (1) 現行の少人数学級編制における成果と課題
- (2) 少人数学級編制の推進方策
- (3) その他必要な事項

# I 検討経過と内容

# 1 検討経過と内容

開 催 日	主 な 内 容
令和6年	第1回検討委員会
5月31日(金)	○令和6年度検討委員会の論点
	○25人学級導入の効果等の検証について
8月 7日 (水)	第2回検討委員会
	○25人学級導入の効果等の検証について
	○小5以降への少人数教育について
	○アクティブクラスについて
9月19日 (木)	第3回検討委員会
	○小5以降への少人数教育について
	○報告書骨子(案)について
10月24日(木)	第4回検討委員会
	○報告書(案)について
書面開催	第5回検討委員会
	○報告書(案)について

# 2 国の動向

文部科学省は、少人数によるきめ細かな指導体制を構築するために、「少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備」として、令和3年4月に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(義務標準法)を改正し、令和3年度から5年かけて、学級編制の標準を小学校2年生から小学校6年生まで学年進行で40人から35人に計画的に引き下げていくこととした。令和6年度現在、国による学級編制基準は、小学校1年生から小学校5年生までが35人学級で、小学校6年生は40人学級である。この小学校の全学年における35人の学級編制は、令和7年度に完成する見込みである。

令和6年度の学級編制基準

	小1	小2	小3	小4	小5	小6
国の基準	35人	35人	35人	35人	35人	40人
県の基準	25人	25人	25人	25人	35人	35人

※国は、令和7年度に小学校6年生を35人学級編制で実施する。

# Ⅱ 25人学級導入の効果検証

令和4年度の検討委員会報告書(以下、検討委員会の報告書について「報告書」という。)には、小学校5年生以降の少人数学級の導入について、少人数学級導入による効果を見ながら、小学校高学年の発達の特徴や、中学校との円滑な接続の観点などを考慮しつつ、引き続き検討することが求められると示されている。これを受けて、今後の本県の少人数教育の考え方や方向性につなげていくため、県では25人学級導入による児童の学習面や生活面への効果や影響、学校関係者の評価を可能な限り整理してきた。具体的には、令和3年度の小学校1年生の25人学級導入時からの児童や学校関係者への調査を小学校2年生以降も継続して実施し、分析を進めてきた。

ここでは、25人学級導入の効果検証の内容や結果の概要について示すこととする。なお、今回 の検討委員会における効果検証は、令和4年度の報告書における効果検証と同じ手法で実施してい る。

# 1 検証内容と調査方法

#### (1)目的

- ・ 少人数教育(25人学級)による児童のいわゆる非認知能力の側面や学習面への影響を検 証すること
- ・ 少人数教育(25人学級)による授業改善や指導体制の効果について検証すること

など

#### (2) 検証内容

児童の学校生活等の意識や非認知能力の側面、学力の側面、また、児童を取り巻く教育環境の変化に着目した調査を実施し、その結果を分析して検証を行った。

#### (3)調査対象

児童に関する調査は、25人学級を導入していない学級の児童の集団(令和2年度入学児童、以下「対象ア」とする。)と、令和3年度に25人学級を導入した学級の児童の集団(令和3年度入学児童、以下「対象イ」とする。)から抽出した児童を対象群として実施し、その2つの対象群の比較を基に分析した。抽出に当たっては、地域バランスを考慮しつつ、次の条件1及び条件2を同時に満たす小学校5校の児童を選定した。

なお、今回の報告書における効果検証は、対象ア及び対象イともに、意識調査は3年生の3 月時に実施したものを、学力調査については4年生の4月時に実施したものについて、それぞれ比較などの分析を行った。調査対象の具体的なイメージは、以下の(5)における図を参照されたい。

<条件1>令和2年度(25人学級導入前)に1年生の1学級当たりの児童数が25名を超 えていること

<条件2>令和3年度(25人学級導入後)に1年生の1学級当たりの児童数が25名以下であること

学校関係者への調査は、抽出校の学校長と25人学級の担任を対象とした。

対象児童数は、対象アは310人、対象イは303人である。

### (4) 調查方法

調査方法は、次のとおりとする。

- ・ 児童を対象とする学校生活等意識調査(非認知能力に関わる内容を含む)
- ・ 児童を対象とする学力調査(対象教科は算数)
- ・ 学校関係者を対象とする質問紙調査
- ・ 学校関係者からの聞き取り調査

#### (5)調査スケジュール

調査については、対象ア(25人学級導入前)と対象イ(25人学級導入後)の対象群の同 学年時の実態が比較できるように、以下のスケジュールで学校生活等意識調査(意識調査と表 記)と学力調査を実施した。

※令和7年度以降も継続 対象ア R2年度 R3年度 R4年度 R5年度 R6年度 1年生 2年生 4年生 5年生 3年生 意識 意識 意識調査 学力 25人学級導入前 力調査 力調 識 力調 闘査 調査 調 調査 (R2年度入学児童) 査 査 査 査 3 **A** 3 月 3月 4月 4月 4月 3月 4月 3月

対象イ R5年度 、R3年度 R4年度 R6年度 1年生 2年生 3年生 4年生 学力調 学力調 意識 意識調 意識 意識 25人学級導入後 力調査 (R3年度入学児童) 調 調 調 査 査 査 査 査 査 3月4月 4-F 3月 4月 3月 3月 R3年度3月 R 5年度11月 R6年度11月

学校関係者調査

意識調査・・・当該年度3月

【令和2年度】

○令和3年3月 令和2年度1年生(対象ア)

【令和3年度】

○令和4年3月 令和3年度1年生(対象イ)

令和3年度2年生(対象ア)

学校関係者調査実施(対象イ)

【令和4年度】

○令和5年3月 令和4年度2年生(対象イ)

令和4年度3年生(対象ア)

【令和5年度】

○令和5年11月 学校関係者調査実施(対象イ) 令和6年3月 令和5年度3年生(対象イ)

令和5年度4年生(対象ア)

【令和6年度】

○令和6年11月 学校関係者調査実施(対象イ) 令和7年3月 令和6年度4年生(対象イ)

令和6年度5年生(対象ア)

学力調査・・・次年度の4月(意識調査の翌月)

学校関係者調査

学校関係者調査

【令和3年度】 ○令和3年4月 令和3年度2年生(対象ア)

○令和3年4月 令和3年度2年生(対象)【令和4年度】

○令和4年4月 令和4年度2年生(対象イ) 令和4年度3年生(対象ア)

【令和5年度】

○令和5年4月 令和5年度3年生(対象イ)

令和5年度4年生(対象ア)

【令和6年度】

# (6) データの分析

調査結果の分析に当たっては、大学教員及び義務教育課指導主事等で進め、必要に応じて 児童の行動観察を行うこととした。

# 2 分析の観点

調査結果については、次の3つの観点から分析を行った。

- 児童の学校生活等の意識や非認知能力の側面
  - ・意識調査における児童の肯定的回答や否定的回答の傾向
  - ・意識調査の結果と質問紙調査の結果による教員と児童、児童同士の関係性 など
- 学力の側面
  - ・学力調査の正答率、無解答率の傾向
  - ・学力の伸び
  - ・抽出児童の変容など
- 教員の負担感
  - ・少人数学級により軽減される具体的な業務 など

これらの観点から分析をし、25人学級導入の効果として考えられることをまとめた。

# 3 検証結果の概要

(1) 25人学級導入の効果として考えられること

令和6年度の学校生活等意識調査、学力調査、学校関係者調査については、大学教員の協力を 得て専門的な見地から分析を行った。その結果、25人学級導入の効果として考えられることを、 令和4年度の報告書の分析結果も踏まえ、次の5つの観点から整理した。

### ○児童の意識と教員の取り組みから

(児童への学校生活等意識調査及び学校関係者への質問紙調査から)

- ・25人学級では、2年生時や3年生時においても、1年生時と同様に、教員が話を聞いたり、声かけを多くしたりするなどのコミュニケーションの充実を図ることができ、 児童が教員や友達に自身のことを伝えやすい環境がつくられている。
- ・少人数にすることで全員が発言できる授業が増えるなど、1年生時と同様、2年生時 や3年生時においても発表の機会が増え、それが児童の発表への意欲の向上につなが っていると考えられる。

# ○学校運営の視点から(質問紙調査及び学校関係者への聞き取りから)

- ・25人学級導入に伴う教員増により、児童への支援の体制が充実している。
- ・教室内のスペースに余裕ができるため、グループ活動のための机の移動や、全員分の 作品の掲示が容易になる。また、ロッカーなどの使用にもゆとりが生まれる。
- ・学年の職員が増えることで、学年事務の分担だけなく、教員の特性を生かした学年の 取り組みなどにより学年経営が活性化する。

# ○学力の側面から(学力調査から)

・25人学級では、2年生時や3年生時においても、1年生時と同様に、個々の児童の 学習のつまずきやノート記述に対する状況把握、指導・助言に時間をかけることが可 能となっている。それにより、例えば、問題文の意図を正しく読み取り、的確に表現 する力を育成する指導環境がつくられやすくなっていると考えられる。

#### ○児童の実態と学力の側面から(学校生活等意識調査及び学力調査から)

・少人数学級により、児童が学級内で発言する機会や、児童一人ひとりに対する教員の 声かけの回数が増加し、学力の素地となる関心・意欲の向上につながると考えられる。

# ○教員の負担軽減の側面から(学校関係者への聞き取りから)

- ・25人学級により、様々な業務の負担が軽減されている。特に、学級担任の実務的な 作業の負担が減り、児童の支援・指導の時間が確保できるようになっている。
- ・学級事務が軽減されたことで、退勤時刻の早まり、自己研鑽の時間の増加など、働き 方にも良い影響を与えている。

(2) 学校生活等意識調査結果の概要について

ここでは、児童を対象とした学校生活等意識調査の結果から、対象ア(25人学級導入前) と対象イ(25人学級導入後)を比較したときの傾向として特徴的な項目について示すことと する。

- ※ 対象ア:25人学級導入前 対象イ:25人学級導入後
- ※ 肯定的な回答・・・①「いつも、とても」②「ときどき、すこし」と回答した児童の割合の合計
- ア 自己肯定感に関する質問事項
- ○質問項目「自分の良いところを言えますか」について

肯定的な回答をした児童の割合は、1年生時と比べて3年生時の方が対象ア、対象イと もに減少している。

また、対象アが 4.8 ポイントの減少であるのに対して、対象イは 2.1 ポイントの減少である。

対象ア 1年生時 79.0% 3年生時 74.2% (-4.8) 対象イ 1年生時 76.7% 3年生時 74.6% (-2.1)

- ④「全く言えない」と回答した児童の割合に着目すると、対象アが 3.1 ポイントの増加 であるのに対して、対象イは 0.8 ポイントの増加である。
- <④「全く言えない」と回答した児童の割合>

対象ア 1年生時 4.3% 3年生時 7.4% (+3.1) 対象イ 1年生時 3.8% 3年生時 4.6% (+0.8)

- → 3年生時の方が、1年生時に比べて自己肯定感が低い傾向については、学習内容や学校 生活の変化による影響が考えられる。その中で、対象イは、対象アと比べて1年生時から 3年生時の肯定的な回答の減少の割合や、否定的な回答の増加の割合が小さい。これは少 人数により児童一人ひとりへの教員の声かけの回数が多くなっていることが影響してい ると考えられる。
- ○質問項目「自分の夢がありますか」について

肯定的な回答をした児童の割合は、対象ア、対象イともに 90%以上であり、1年生時と 比べて3年生時の方が高い割合を示している。

また、対象イの方が肯定的な回答の割合が高くなっている。

対象ア 1年生時 90.9% 3年生時 92.4% (+1.5) 対象イ 1年生時 91.1% 3年生時 92.8% (+1.7)

→ 対象アと対象イを比べて大きな差はないが、対象イの方が増加の割合が高い。これは、 少人数により学習時の発言や発表の場面など、自分の存在を認識する機会が多いことが影響していると考えられる。

#### イ 周りとの関係に関する質問項目

○質問項目「先生は自分の良いところをほめてくれますか」について

肯定的な回答をした児童の割合は、1年生時と比べて3年生時の方が対象ア、対象イと もに増加している。

また、対象アが 5.2 ポイントの増加であるのに対して、対象イは、6.0 ポイントの増加 である。

対象ア 1年生時 89.6% 3年生時 94.8% (+5.2) 対象イ 1年生時 88.1% 3年生時 94.1% (+6.0)

- → 教員と児童との関係については、対象ア、対象イともに1年生時に比べて3年生時の 方が肯定的な回答が増加しているものの、対象イの方が増加の割合が高い。少人数にな ったことにより、多くの児童に対して教員からの声かけが日常的になり、児童も質問を したり、考えをつぶやいたりすることに抵抗を感じることがなくなり、教員とのコミュ ニケーションが充実していることが考えられる。
- ○質問項目「友達と仲良くしていますか」について

肯定的な回答をした児童の割合は、対象アが1年生時と比べて3年生時が0.6ポイントの減少であるのに対して、対象イは1年生時と比べて3年生時が1.8ポイントの増加である。

対象ア 1年生時 98.8% 3年生時 98.2% (-0.6) 対象イ 1年生時 96.2% 3年生時 98.0% (+1.8)

○質問項目「困ったときに先生や友達に言えますか」について

肯定的な回答をした児童の割合は、1年生時も3年生時も対象ア、対象イともに約85%である。

このうち、3年生時の①「いつも」と回答した割合に着目すると、対象イの方が対象アと比べて4.4ポイント高い結果を示している。

<①「いつも」と回答した児童の割合>

対象ア 3年生時 50.6%

対象イ 3年生時 55.0%

→ 少人数教育により、様々な取り組みにおいて教員との関係だけでなく友達同士の関わりが増えたため、人間関係を築きやすくなったと考えられる。

# ウ 勤勉性に関する質問項目

○質問項目「決められた仕事をしっかりやっていますか」について 肯定的な回答をした児童の割合は、対象ア、対象イともに 100%に近い。

1年生時と3年生時を比べると、対象アが0.6ポイントの減少であるのに対して、対象イは2.8ポイントの増加である。

対象ア 1年生時 97.8% 3年生時 97.2% (-0.6) 対象イ 1年生時 96.2% 3年生時 99.0% (+2.8)

○質問項目「学校のきまりをしっかり守っていますか」について 肯定的な回答をした児童の割合は、対象ア、対象イともに 100%に近い。

1年生時と3年生時を比べると、対象アが0.6ポイントの増加であるのに対して、対象イは3.8ポイントの増加である。

対象ア 1年生時 96.3% 3年生時 96.9% (+0.6) 対象イ 1年生時 92.3% 3年生時 96.1% (+3.8)

○質問項目「自分で使ったものはしっかり片付けていますか」について 肯定的な回答をした児童の割合は、対象ア、対象イともに 100%に近い。

1年生時と3年生時を比べると、対象アが2.8ポイントの増加であるのに対して、対象イは7.0ポイントの増加である。

対象ア 1年生時 95.1% 3年生時 97.9% (+2.8) 対象イ 1年生時 91.4% 3年生時 98.4% (+7.0)

→ いずれの質問項目も1年生時と3年生時を比べて、対象イの方が増加の割合が高い。 1年生時は、対象アの方が高い割合を示しているものの、3年生時には対象イの方が高 い割合を示している質問項目もある。少人数教育により、児童一人ひとりに与えられる 責任や役割を意識する活動が増え、学級の中で自分の存在意義を認識することで、主体 的に取り組もうとする気持ちが育っていることが考えられる。

#### エ 探究心に関する質問項目

○質問項目「難しいことでも最後までやりきることができますか」について 肯定的な回答をした児童の割合は、対象ア、対象イともに約90%である。

このうち、①「いつも」と回答した割合に着目すると、3年生時では、対象イの方が、対象アよりも3.4 ポイント高い結果を示している。また、1年生時と3年生時を比べると、対象アが14.2 ポイントの減少であるのに対して、対象イは9.9 ポイントの減少である。

<①「いつも」と回答した児童の割合>

対象ア 1年生時 68.3% 3年生時 54.1% (-14.2) 対象イ 1年生時 67.4% 3年生時 57.5% (-9.9) → 1年生時と3年生時を比べると、①「いつも」と回答している児童の割合は減少するものの、対象イは対象アと比べて減少の割合が小さい。また、1年生時は対象アよりも低い割合であったが、3年生時においては、対象アよりも高い割合を示している。少人数教育により、児童に対する丁寧な声かけや友達同士の良好なコミュニケーションにより、主体性と併せて学びに対する関心の高まりや粘り強さなども育っていることが考えられる。

### (3) 学校関係者による質問紙調査の結果の概要について

本調査は、25人学級を導入している学校の学級担任と学校長を対象に行った。調査結果については、次の5つの観点から分析し考察した。なお、この観点による分析は、令和4年度の報告書と同じ方法によるものである。

- ア 周りとの関係 (教員と児童、児童同士の関係)
- イ 学習の仕方
- ウ 学習指導の工夫
- エ 生活指導の工夫
- オ 学校経営に与える影響

質問紙調査の回答については、「そう思う」の回答を4点、「どちらかといえばそう思う」を3点、「どちらかといえばそう思わない」を2点、「そう思わない」を1点とし、以降に示す数値は、回答の平均値を表すものである。

以下、それぞれの観点における特徴ある項目について示すこととする。

# ア 周りとの関係(教員と児童、児童同士の関係)について(学級担任の回答)

○質問項目「話を聞いたり、声かけを多くしたりするなどのコミュニケーションの充実を図ることができた」 3.7点(/4点)

(学級担任の記述)「一人ひとりに十分目が行き届くことで、児童の話をよく聞き、児童の 思いをくみ取って生活させることができる。その結果、児童は、満たさ れた気持ちで生活することができ、友達との関わりも落ち着いたものと なり、集団への信頼も生まれ、学級としてまとまりが生まれている。」

- → 学級担任は少人数教育により、児童とのコミュニケーション、一人ひとりへの丁寧な対応、児童理解などで効果を実感していると考えられる。
- → 児童が周りに自身の事を伝えやすい環境がつくられており、学級経営にも好影響を及 ぼしていることが分かる。

- イ 学習の仕方について(学級担任の回答)
  - ○質問項目「発言の機会を増やしたり、話し合いの時間を充実させたりすることができた」 3.7点(/4点)
    - (学級担任の記述)「発言の機会を多く取ることができるので、一人ひとりの発言量が多くなった。そのため、人任せではなく、自分で話そうという意欲が高まってきた。」
  - → 少人数であることから、児童全員が発表する機会や、グループ学習の機会などを多く 取ることができるため、児童一人ひとりが活躍できる、児童主体の授業を教員が意図的 に設定していると考えられる。
- ウ 学習指導の工夫について (学級担任の回答)
  - ○質問項目「一人ひとりの学習状況を把握し、きめ細かな指導の充実を図ることができた」3.7点(/4点)
  - ○質問項目「学習の遅れが見られる児童に、補充的な学習を行うことができた」 3.5点(/4点)
  - ○質問項目「教材、教具や学習シートなどを個別に準備することができた」3.3点(/4点)
  - (学級担任の記述)「児童の実態に沿った教材研究ができるようになったことにより、学習 に意欲的に向かう児童が増えた。なかなか自分を表現できない児童に対 しても支援する時間が増やすことにより、発表ができるようになった。」
  - → 少人数により、ノート指導や声かけなど児童一人ひとりに関わる時間を多く取ることができ、支援が必要な児童に対しても、より丁寧な対応が可能になっている。また、学級担任の業務負担が軽減されたことで生まれた時間を教材研究や個別の評価などに充てることができていると考えられる。
- エ 生活指導の工夫について (学級担任の回答)
  - ○質問項目「日常の観察や生活の記録から児童理解を十分行うことができた」 3.8点(/4点)
  - ○質問項目「いじめ、不登校、問題行動など、児童が抱える問題へのきめ細かな早期の対応ができる」 3.6点(/4点)
  - (学級担任の記述)「一人ひとりに目が行き届くので、適切な声かけや指導ができるようになっている。時間をみて行動したり、指示がなくても自分たちで考えて行動したりすることができるようになり、学級全体が落ち着いた雰囲気で学習や行事を行うことができている。」
  - → 学級担任に時間ができることで、児童一人ひとりだけでなく、学級全体を見渡した人間関係が把握でき、児童の観察が充実していることが分かる。児童の細かな変化を察して声かけをするなど、困り感に寄り添うことが児童理解につながっている。

- オ 学校経営に与える影響について(学校長の回答)
  - ○質問項目「学級担任が児童の実態を詳細に把握することができるようになった」 4.0点(/4点)
  - ○質問項目「個々の課題に対して共通理解を図りやすくなった」 3.6点(/4点)

(学校長の記述)「様々な児童に対して複数の職員で対応することができ、児童の実態や特性に応じた指導・支援が進められるようになった。」

「学年の職員が増えるので、それに伴って、協働して学年経営や学級経営 に当たることが可能になっている。」

「それぞれの担任が、得意なことや持ち味を発揮して指導を進めることで、学年の教育活動や教員集団の活性化につながっていると思う。」

→ 学級担任が児童に対応する機会が増えたり、多くの学年職員で関わったりすることで深い児童理解につながり、学級経営も安定すると考える学校長が多い。

### (4) 学力調査結果の概要について

学力調査結果については、平均正答率、無解答率に焦点を当てその結果を分析した。

#### ア 平均正答率

	対象ア (25 人学級導入前)		対象イ (25 人学級導入後)		差 (ポイント)	
	実施時期	%	実施時期	%	イーア	
小学校2年生	R3. 4	89. 9	R4. 4	89. 1	-0.8	
小学校3年生	R4. 4	84. 6	R5. 4	83. 7	-0.9	
小学校4年生	R5. 4	80. 0	R6. 4	83. 1	3. 1	

- 2年生から4年生にかけては、知識・技能面について大きな差は見られない。
- ・ 導入直後ではなく、導入から数年後にポイント差が広がり、学力定着の効果が出始めている可能性が考えられる。
- · 少人数学級での経験が積み上がっていくにしたがって、少しずつ学力面についても効果が出始めているのではないかと考えられる。

# イ 設問ごとの平均正答率 (一部) (小学校4年生)

	設 問	対象ア (%) (25 人学級導入前)	対象イ (%) (25 人学級導入後)	差 (ポイント) イーア
1(3)	23-1.2 を計算する	43. 5	49. 2	5. 7
2(1)	数直線上のイに当たる数を書く	76. 1	79. 5	3. 4
5	(2人の考えを読み、正しいと思う 考えを選び、)選んだ理由を書く	70. 0	77. 6	7. 6
6(1)	黄のテープの長さを求める式を書く	86. 1	91. 1	5. 0
6(2)	白のテープの長さを書く	77. 1	80. 2	3. 1

・多くの設問で対象イの平均正答率が、対象アよりも高い傾向がある。ここでは、設問5 について取り上げることとする。

設問5「(2人の考えを読み、正しいと思う考えを選び、)選んだ理由を書く」では、他者の考えを理解することができるかどうか、根拠を明らかにして判断の理由を説明することができるかどうかについてみている。

# 設問5では、対象イについて、次のことが言える。

○設問 5「(2人の考えを読み、正しいと思う考えを選び、)選んだ理由を書く」について、「正しい考えを選ぶ」の平均正答率は対象イが対象アと比べて 1.7 ポイント高い。また、「理由を正しく記述する」の平均正答率については、対象イが対象アと比べて 7.6 ポイント高い。

正しい考えを選ぶ 対象ア 88.4% 対象イ 90.1% (+1.7) 理由を正しく記述する 対象ア 70.0% 対象イ 77.6% (+7.6)

#### これらの結果から、例えば次のことが考えられる。

- → 学級にいる児童の数が多い対象アの方が、多様な意見に触れる機会が多くなるものの、 少人数にすることで、授業の中で教員が児童一人ひとりの学習状況に目が行き届き、埋 もれている意見を顕在化できたり、児童の考えをじっくり聞くことができたりする。
- → 教員が、机間指導の中で記述ができていない児童に対して重点的な指導が可能になる。
- → 個の課題をフィードバックすることで、多くの児童が課題に対してどのように書けば よいかを理解できるようになり、意欲的に取り組む児童が増えていると考えられる。

ウ 無解答率の割合(一部)(小学校4年生)

記述の設問の無解答の状況について取り上げた。

	設 問	対象ア (%) (25 人学級導入前)	対象イ(%) (25 人学級導入後)	差 (ぱイント) イーア
5	(2人の考えを読み、正しいと思う考えを選び、)選んだ理由を書く	5. 5	3. 0	-2.5
6(1)	黄のテープの長さを求める式を書く	3. 9	1.7	-2.2
6(2)	白のテープの長さを書く	5.8	2. 3	-3.5

※無解答率:解答しなかった児童の割合(低い方がよいとされる)

対象イについて、次のことが言える。

○設問 5「(2人の考えを読み、正しいと思う考えを選び、)選んだ理由を書く」について、 無解答の児童の割合は、対象イの方が対象アよりも下回っている。

選んだ理由を書く 対象ア 5.5% 対象イ 3.0% (-2.5)

- この結果から、例えば次のことが考えられる。
  - → 授業中の教員の丁寧な声かけや巡回指導により、児童が最後まで粘り強く問題に取り 組む姿勢が習慣となっていると考えられる。
  - → 具体的どのように書けばよいか、教員が児童一人ひとりの課題に応じたきめ細かな助言をしていると考えられる。
- (5) 教員の負担軽減について
  - 25人学級の学級担任を対象とした調査を実施したところ、25人学級を導入したことによ
- り、次のような業務について学級担任の業務の軽減につながっていることが分かった。
  - ※ 肯定的な回答・・・①「そう思う」②「どちらかといえば、そう思う」と回答した教員の割合の合計
  - ア 保護者との情報共有に関する質問項目
  - ○質問項目「保護者と情報を共有する機会(電話連絡等)が増えましたか」82%
  - ○質問項目「不登校傾向にある児童の家庭との情報共有をする機会が増え、共通理解を図ることができましたか」85%

(学級担任の記述)「少ない人数のため、保護者の対応については、放課後にまとまった時間をつくってじっくりと話をするなど丁寧に対応することができた。」

→ 不登校傾向のある児童の家庭との情報共有の機会の増加など、保護者との連携の充実が見られる。25人学級導入による教員の増員により、教員一人当たりの業務量の削減が図られ、それに伴い児童への支援の体制が充実していることがうかがえる。学校運営の視点からも25人学級の効果が現れていると考えられる。

# イ 退勤時刻等に関する質問項目

- ○質問項目「退勤時刻は早まりましたか」67%
- ○質問項目「自己研鑽の時間は増えましたか」79%

(学級担任の記述)「テスト等の丸つけやノートチェックなどの時間が少なくなった分、勤務時間が短くなったと感じる。その分、自分の研究に時間を割くことができ、それが子どもたちの指導にも生きていると思う。」

→ 25人学級導入による教員の増員により、教員一人当たりの業務量の削減が図られ、 それに伴い児童への支援の体制が充実していることがうかがえる。退勤時刻の早まり、 自己研鑚の時間の増加など教員の働き方にも良い影響を与えている。教員の働き方改革 につながる取り組みは、教員のメンタルヘルスやワークライフバランスにも良い効果が あり、そのことは良い教科指導(授業づくり)及び児童一人ひとりへの指導につながって いる、と考えられる。

# Ⅲ 少人数教育推進の方向性

令和4年度の報告書では、「小学校5・6年生についても少人数学級を導入することが望ましいという意見に加えて、令和2年度の報告書の内容を踏まえ、学年進行によるある程度の集団規模での学級編制が望ましい」としながら、「今後も、少人数学級導入による効果を見ながら、小学校高学年の発達の特徴や、中学校との円滑な接続の観点などを考慮しつつ、引き続き検討することが求められる」としている。

これを受けて、本年度の検討委員会では、小学校5年生以降の少人数教育推進の方向性について、 現行の小学校4年生における25人学級導入の効果などを検証しながら検討を進めてきた。

# 1 小学校5年生以降への少人数教育について

#### (1) 方向性について

平成26年度以降、本県では全ての学年で国の基準を上回る学級編制を実施してきた。特に令和3年度に小学校1年生に導入した25人学級編制については、学年進行で導入を進め、令和6年度には、小学校4年生まで拡大した。これは、国が進めている小学校の35人学級編制を大きく上回るものであり、子どもや保護者にとっても教員にとっても山梨県の教育の大きな魅力となっている。

検討委員会では、25人学級を導入している学校の子どもや教員を対象にした効果検証を踏まえ、小学校4年生まで導入されている山梨県の25人学級は、子どもの学習・生活面や教員の働き方の観点から効果があり、山梨県の質の高い豊かな教育を実現するために引き続き推進すべき施策であるという意見が多くの委員からあった。

特に、教員の負担軽減や働き方改革の観点から、教員一人ひとりが子どもたちと向き合う時間や自己研鑽の機会を確保することによって、より質の高い教育を提供できる少人数学級の継続を望む声が多くあった。

一方で、少人数教育を進めていく上での喫緊の課題として教員の不足に対する懸念の声が挙げられた。全国的な課題となっている近年の教員不足は、特別支援学級の増加に伴い教員数の需要が高まっていることなど複数の要因が挙げられるが、一部の委員からは、教員不足の解消の見通しがつかない中では25人学級の延伸は難しいのではないかとの意見も出された。

事務局から、25人学級を延伸した場合に必要となる教員数について、令和8年度をピークとして減少に転じていく見込みのシミュレーションが示され、当面の間は、教員の確保や学校 運営への影響の緩和といった対策が必要であるとの説明があった。

こうしたなか、国の基準を上回る山梨の少人数教育は、長い歴史があり、きめ細かな指導によって山梨の子どもたちの未来を創る魅力ある取り組みであり、保護者や地域の方々からも高く評価されていることから継続すべきであるとの意見が多く出された。また、山梨県の少人数教育は、子どもに丁寧に教えることが可能な望ましい環境であり、教員の負担軽減にもつなが

る働きやすい環境であるという理由から、山梨県での教員志望者の増加につながっているといった意見も出された。

また、教員不足という課題については、どのようにすれば少人数教育を推進していくことができるかという視点からの柔軟かつ弾力的に様々な方策で対応していくべきとの意見もあった。

これらの意見を踏まえて、検討委員会では、小学校5年生以降についても国の基準を上回る 少人数教育である25人学級を推進すべきとしながらも、教員が不足する当面の間については、 状況に応じた対応を求めるとし、次の方向性を示すこととした。

#### <方向性>

# ○ 教員が確保できる可能な範囲での少人数学級の実施

子どもたちへの教育的効果などから、小学校5年生以降についても、国の基準を上回る少人数教育の推進が望ましく、25人学級を継続して導入することを目標とする。

現在、特別支援学級の増加や臨時的任用教職員の減少などの複数の要因により、教員の確保は厳しい状況にあるが、必要となる教員数は令和8年度がピークと予想される。

そのため、教員の欠員が発生しうる当面の間は、制度としての25人学級は維持しながら、国の基準を上回る基準(26人から30人程度)により、教員が確保できる可能な範囲での少人数学級を実施する。

なお、次年度の少人数教育の実施に向けた準備等のため、早期退職者や特別支援学級数については、早い段階で把握していく必要があるといった意見があった。また、学級規模について、小学校5・6年生における集団の大きさは、子どもの発達段階や中学校への円滑な接続の観点から重要な視点であるとの意見も出された。

# (2) 課題への対応について

全国的に教員の不足が深刻な問題となっている。この課題に対して、県では短期的には教員 選考検査の工夫などの取り組みをはじめ、中長期的には学校の働き方改革や山梨県での教員と しての働きやすさのPRなど様々な取り組みを実施している。

しかし、教員不足は県だけで解決できる課題ではなく、国・県・市町村がそれぞれの立場で 社会全体として取り組む必要がある。国においては、取り組みの一つとして、教職調整額を引 き上げることによる教員の処遇改善に向けて取り組んでいる。また、県内の市町村教育委員会 や学校においても、教員の確保に向けて現場で懸命に取り組んでいる。それぞれがしっかりと 連携して取り組みを行っていく必要がある。

検討委員会では、教頭や教務主任が学級担任を兼務しているケースなどが紹介された。教員の不足には特別支援学級や早期退職者の増加、また臨時的任用教職員のなり手不足など、様々な要因が絡んでいる。

本県では、少人数教育による働きやすい教育環境の整備が進められており、委員からも今後一層の充実が期待される意見が数多く出された。検討委員会では、山梨の教育の魅力でもある

少人数教育を推進するために、課題となる「教員の確保」と「教員の不足による学校への影響 を緩和する方策」について検討を進めた。

### ア 教員確保について

検討委員会では、教員の確保について、委員からの具体的な意見を基に、次のことについて検討を行った。

- 0.7や0.75といった多様な勤務形態の導入(アクティブ加配)
- 特別免許状による外部人材の活用
- 免許を持たない地域の人材を暫定的にアクティブ加配に活用

現在、半日(0.5)で勤務する教員の中には、1日勤務は困難であるものの半日より少し長い勤務(0.7や0.75)ならば可能という方がいることから、多様な勤務形態の導入を望む声が多くあった。

また、教員免許状を持たないが優れた知識や経験を有する人材を学校に迎え入れることに対する肯定的な意見が多くあった。外部人材を専科教員として活用することに期待する意見や、実際にALT(外国語指導助手)に特別免許状を授与し、単独で授業を実施している事例の紹介もあった。

現行のアクティブ加配では、教員免許を持つ教員を配置しているが、教員の不足が課題となっているなか、免許を持たない地域人材をアクティブ加配として配置し、支援が必要な子どもへの対応など学校教育の多様化を推進する意見があった。また、これからはコミュニティ・スクールや地域学校協働活動を一体的に推進するなど、地域全体で教育を支える体制づくりが重要となることから、地域住民や企業との連携を強化することにより持続可能な少人数教育の実現を目指す必要があるという声も聞かれた。

大学関係者からは、教育ボランティアとして学校に入った学生が25人学級に関心を持ち山梨の教員を志した事例や、山梨県で教員になりたい学生を対象とした教員養成プログラムなどについての紹介があった。

なお、特別免許状の授与による外部人材や地域人材の活用に当たっては、当該人材に対する研修や支援体制などの整備が求められる。新規採用教員や若手教員に対する業務負担の軽減や質の高い教育に向けた人材育成の実施などにより、山梨県は教員を大切にしている、大事に育てているといったメッセージを積極的に発信していくことも、今後検討していく必要がある。

# イ アクティブクラスを実施する際の要件の緩和について

教員不足による学校への影響を緩和する方策に関する具体策として、アクティブクラス を実施する際の要件の緩和について検討を進めた。

現行のアクティブクラスでは、少人数教育を実施するために必要な加配教員を配置し、

きめ細かな指導を行うことを目的としている。この取り組みは、学校教育における集団活動を効果的に行うために実施しており、個別指導の充実による教科指導の効果を高めるとともに、学校の状況に応じて教室数の調整などの柔軟な対応を可能にしている。

一方で、現行のアクティブクラスの加配教員は、少人数教育を実現するために配当する 学年のみで活用することとし、加配教員の活用範囲を限定的にしている。しかしながら、 教員不足が懸念される現状においては、少人数教育を実施するに当たり、教員不足が発生 しうる当面の間において、配置するアクティブクラス制度の要件を緩和し、現行よりも柔 軟な運用を可能とすることを求める意見が多数出された。

学校がアクティブクラスを実施する際の要件緩和として、次の例について検討を進めた。

# ○ 学校がアクティブクラスを実施する際の加配教員の配置例(※1、※2)

# (例1) アクティブ加配を学年主任に配置する例

例えば1学年54人の場合に、現行の25人学級編制の考え方では、1学年の学級数は3学級となり、各学級の児童数は「18人、18人、18人」となる。この加配教員の配置を柔軟にし、各学級の児童数を「27人、27人」の2学級とした上で、空いた一人の加配教員を例えば当該学年の学年主任とする。

中学校のように、学級担任を持たない学年主任を小学校にも置くことによって、 学年の運営事務を任せることはもちろんのこと、2学級の授業(の一部)を任せる ことにより、学級担任の空き時間を増やして他の授業準備や校務に取り組ませるこ とができる。また、学年主任が各学級に日常的に入ることにより、授業中や休み時間の子どもたちの様子を見る機会を増やし、困り感のある子どもへの支援を行うな ど、児童にきめ細かな指導ができるといったメリットが考えられる。

なお、この例では学年主任を取り上げたが、各学校の実情に応じて、他の主任と することも考えられる。

# (例2) 特定の学年に所属しない教員の配置

例えば1学年58人の場合、現行の25人学級編制の考え方では、1学年の学級数は3学級となり、各学級の児童数は「19人、19人、20人」の3学級となる。これを(例1)と同じように加配教員の配置を柔軟にし、1学年の学級を「29人、29人」の2学級として、空いた一人の加配教員については、学年に所属せずに学校全体をサポートする。

加配教員を特定の学年に所属しない教員として活用することによって、(例1) と同様に、学校の中で様々なサポート役に回ることができるようになる。

- (※1) この措置は教員の欠員が発生しうる当面の間を想定している。
- (※2) 適用する学年については、事務局において検討する必要がある。

このように、柔軟にアクティブ加配の配置を運用することについて、委員からは、学年主任を置くことにより、学年事務だけでなく、若手教員の学級経営を支援することにつながったり、支援が必要な子どもへの対応に入ったりするなどの学年経営が可能となるといった意見や、特定の学年に所属しない教員を置くことにより、教科担任などの学校全体の支援が可能になるといった肯定的な意見が聞かれた。教員不足であるものの、アクティブ加配の教員を柔軟に配置することによって、学校の実情に応じた対応が可能となり、学校全体の負担感の軽減につながるといった意見が多数出された。

また、1学級の児童数は25人を超えることになるが、国の基準を上回るだけでなく、 学年や学校を見渡す教員が増えることにより丁寧な指導が可能になるのではないかといった意見もあった。

アクティブ加配を柔軟に配置するに当たっては、対象学年や保護者への周知の在り方に ついても検討が必要との意見があった。

# (3) 中学校への接続について

本年度の検討委員会では主に小学校5年生の少人数教育の導入の在り方について検討を進めてきたが、少人数教育を小学校5年生以降に推進していくに当たり、中学校との円滑な接続に向けた取り組みについても考えていく必要があるとの意見が出された。

委員からは、小学校において複数の学級がまとまって学年での活動を設定したり、同じ中学校区の小学校が一緒にオンラインで授業を実施したりするなど、集団や交流を意識した実践が紹介された。

小学校高学年において少人数教育を推進していくに当たっては、中学校との円滑な接続を視野に入れた集団や交流を意識した取り組みが求められる。

なお、中学校における少人数教育の推進については、令和4年度の報告書で次のように述べている。

中学校の時期は、多くの友達と触れ合い、豊かな人間関係、多様性に対する認識を広げることが重要であることや、多人数の学級編制により授業や学校行事において教育効果が高まることが期待できる。こうした観点から、中学校はある程度の集団規模による学級編制が望ましいと考えられる。このことは、令和2年度の検討委員会においても指摘されていることであるが、このことを踏まえつつ、国の動向にも注視しながら、中学校における少人数教育の推進について検討していくことが求められる。

中学校の少人数教育の推進については、本年度の検討委員会では主要な議論とはならなかったが、今後、国の動向にも注視しつつ、中学生の発達段階やカリキュラムの観点などを踏まえながら考えていく必要がある。

# (4) その他

検討委員会では、山梨の教育の魅力を伝えるために、オール山梨で少人数教育に取り組んでいることを発信していくことが望ましいという意見が出された。

また、一般の方や保護者に対し、山梨の少人数教育の理解を促進し、施策が円滑に進むよう、 丁寧な発信が求められる。委員からは、当面の間、26~30人程度での少人数教育を推進す るのであれば、保護者の方にも分かりやすい名前を付けるのはどうかといった意見もあった。

# 2 魅力ある山梨の少人数教育を広く知ってもらうために

山梨県の少人数教育は、国の基準を上回る全国でも例を見ない取り組みであり、これまでも 県の広報誌やホームページなどで広く周知してきた。この取り組みを更に推進するためには、 少人数学級の利点について保護者をはじめ県民に幅広く理解してもらうことが重要である。ま た、全国に誇る山梨県の少人数教育を県内外に積極的に発信していくことも大切である。

少人数教育の最大の利点は、教員が一人ひとりの子どもに寄り添い、個々のニーズに応じた きめ細かな指導が可能になることにより、子どもは落ち着いた環境で学ぶことができ、学習効 果が高まることである。

本県においては、子どもたちが多様な他者と協働し、自己調整しながら学習を進める「子ども主体の授業」への教育観の転換を教育振興基本計画に位置付けた。これにより、子どもの関心・意欲や特性に基づいた子どもの力を伸ばす学びの実現を目指している。

少人数教育の導入は、まさにこの教育課題の解決に向けた施策である。個々の子どもに丁寧 に向き合い、その能力や個性に寄り添ったきめ細かな指導を実現するためには、教育環境を整 えていく必要があり、少人数教育が山梨の全ての県民の支えの下に推進されることが望まれる。

また、少人数教育は教員にとっても大きなメリットがある。教員一人ひとりの業務量の負担 軽減が図られることにより、教員がゆとりを持って子どもに接することができるため、教員の 働き方改革にもつながる。教員が余裕を持って指導に当たることで、教育の質がさらに向上し、 子どもにとってもよりよい学習環境が提供される。

県内外の方々が本県の教育に魅力を感じ、「子育てをするなら山梨へ」、「教育を受けるなら山梨で」といった形で、山梨県への移住や定住につながることが期待される。また、「教職に就くなら山梨で」と、県内外から山梨の教員を目指す人材が集まってくることも期待される。

このように、少人数教育の推進は、子どもと教員の双方にとって多くのメリットがあり、地域全体の教育の質を向上させる重要な施策となっている。今後も少人数教育が推進され、山梨の教育がさらに魅力的になることを願っている。

県には、少人数教育の導入の意義やその効果を広く示し、引き続き、少人数教育推進のより よい方策を講じていくことを求めたい。

# Ⅳ 参考資料

令和6年度はぐくみプラン該当基準(令和6年4月1日より適用)

はぐくみプラン実施要綱に基づき、はぐくみプランの該当基準を以下に定める。

※ 短時間勤務の教員・・・再任用教員(短時間勤務)、非常勤講師(年間 700 時間)

# ○ 小学校1~4年生

(1) 1クラスの場合・・・・アクティブクラス

35 人学級編制において、学年1学級で、かつ、児童数が26 人~35 人の学級に常勤教員1名または短時間勤務の教員2名を加配する。

### (2) 2クラス以上の場合・・・25人学級編制

35 人学級編制において、学年 2 学級以上で、かつ、1 学級当たりの平均児童数が 25 人を超える 学校は 25 人学級編制を基本とする。ただし、学校の実情に応じて県が認めるものについては、アクティブクラスとすることができる。

# (25 人学級編制)

・25 人学級編制を実施した際の増加学級数と同数の加配を行う。

#### 〈アクティブクラス〉

・35 人学級編制において、1学級の児童数が26 人以上の学級に常勤教員1名または短時間勤務の教員2名を加配する。

#### ○ 小学校5年生

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(以下「義務標準法」という。) の一部を改正する法律の施行に伴い、国の学級編制基準が 35 人となることから、義務標準法に基 づき 35 人学級編制を行う。

(国基準[35 人学級編制]=県基準(はぐくみプラン)[35 人学級編制])

#### ○ 小学校6年生

(1) 1クラスの場合・・・・アクティブクラス

40 人学級編制において、学年1学級で、かつ、児童数が36 人~40 人の学級に常勤教員1名または短時間勤務の教員2名を加配する。

# (2) 2クラス以上の場合・・・35 人学級編制

40 人学級編制において、学年 2 学級以上で、かつ、1 学級当たりの平均児童数が 35 人を超える 学校は 35 人学級編制を基本とする。ただし、学校の実情に応じて県が認めるものについては、アクティブクラスとすることができる。

〈35 人学級編制〉

・35 人学級編制を実施した際の増加学級数と同数の加配を行う。

〈アクティブクラス〉

・40 人学級編制において、1学級の児童数が36 人以上の学級に常勤教員1名または短時間勤務の教員2名を加配する。

#### ○ 中学校1~3年生

(1) 1クラスの場合・・・・アクティブクラス

40 人学級編制において、学年1学級で、かつ、生徒数が36 人~40 人の学級に短時間勤務の教員1名を加配する。

(2) 2クラス以上の場合・・・35人学級編制とアクティブクラスの選択制

40 人学級編制において、学年2学級以上で、かつ、1学級当たりの平均生徒数が35 人を超える学校は次のいずれかを選択する。

〈35 人学級編制〉

・35 人学級編制を実施した際の増加学級数に1.5 を乗じた加配を行う。 〈アクティブクラス〉

- ・40 人学級編制において、1学級の生徒数が36 人以上の学級に短時間勤務の教員1名を加配する。ただし、3名を上限とする。
- ・短時間勤務の教員2名は常勤教員1名に換算できる。

# 委員長あいさつ

山梨県は今、少人数教育において全国の先頭を走っている。国の基準を大きく凌ぐ25人学級が小学校の低・中学年(第1学年~第4学年)で導入されている。25人学級による少人数教育は、「児童生徒一人ひとりに向き合ったきめ細かな質の高い教育」を目指すものである。令和3年度に小学校第1学年からスタートし、令和6年度には小学校第4学年まで拡がっている。

今次の少人数教育推進検討委員会では、山梨県の少人数教育は今後どうありうるか、特に、25人学級による少人数教育を小学校の高学年(第5・6学年)まで拡げるべきか、また、拡げることができるか、どうすれば拡げられるかが大きなテーマとなった。

このようなテーマの下、本委員会では、これまでの25人学級による少人数教育の効果の検証を行った。また、高学年児童の発達、中学校との接続、さらには教員の働き方などを意識しつつ、小学校高学年において目指す教育像と、その実現にとっての25人学級の必要性について議論した。そうしてエビデンスとビジョンとに基づき、小学校高学年における少人数教育の推進は山梨県における学校教育、そして子どもたちの将来、地域社会の未来に大きな可能性をもたらしうると捉えた。

一方、少人数教育の今後の推進には課題もある。とりわけ、教員不足が著しい現状において、全ての学校で教員を安定的に確保することが求められている。25人という数に必要以上に拘泥することで事態を深刻化させることは避けなければならない。そこで本委員会では、教員確保ができる範囲内において可能なかぎり少人数教育を推進することが重要であり、欠員が生じうる当面の間、制度としての25人学級を維持しながら、国の基準を上回る26人~30人程度の学級規模で少人数教育を推進すべきであると結論づけた。と同時に、教員不足を生じさせないための方策、教員が不足してしまった場合の対応策についても議論した。多様な勤務形態の導入、特別免許状による外部人材の活用、教員免許状をもたない地域人材のアクティブ加配による暫定的活用、そうした人材活用のための研修・支援体制の整備、また、アクティブクラスを実施する場合の要件の緩和などについて検討を進めた。

少人数の学級は、子どもにとっても、教員にとっても、魅力的であるにちがいない。もっとも、 少人数の学級それ自体は教育の基盤を整えるものであるとはいえ、学級を少人数にしさえすれば自 ずと教育が改善されるというわけでもない。少人数による教育のよりよい在り方を探求していくこ と、そうして「児童生徒一人ひとりに向き合ったきめ細かな質の高い教育」を構築していくことが 大切である。そのためには県内の教育関係機関・教育関係者がそれぞれの強みを生かして協働し、 オール山梨として取り組んでいく必要があろう。

末筆ながら、本報告書の作成にご協力いただいた全ての方々に感謝申し上げたい。少人数教育の推進により、山梨県において新たな教育を創出していかれること、それを通して日本の教育を牽引していかれることを祈念する。少人数教育推進検討委員会の委員をつとめた私たちも、オール山梨の一員として力を尽くしていく所存である。

令和6年11月

少人数教育推進検討委員会 委員長 服部 一秀

# 少人数教育推進検討委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 児童生徒一人一人に向き合ったきめ細かな質の高い教育の実現を目指し、山梨県の公立小中学校における少人数教育の推進について検討するため、少人数教育推進検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (所管事項)

- 第2条 委員会では、次に掲げる事項について検討する。
  - (1) 現行の少人数学級編制における成果と課題
  - (2) 少人数学級編制の推進方策
  - (3) その他必要な事項

# (委員)

第3条 委員会は、委員17名以内をもって構成する。

#### (任期)

第4条 委員の任期は、委員会の設置の日から設置の日の属する年度の年度末までとする。なお、補欠 の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

# (委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

#### (会議)

- 第6条 委員会は、委員長が招集し進行する。
- 2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 3 委員長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員が代理する。

# (庶務)

第7条 委員会の庶務は、山梨県教育庁義務教育課において行う。

#### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

#### 附則

この要綱は、令和6年5月31日から施行する。

# 令和6年度 少人数教育推進検討委員会委員名簿

<敬称略>

区分		職名	氏	名
学識経	1	山梨大学教育学部 学部長	服部	一秀
	2	山梨県立大学人間福祉学部 教授	池田	充裕
験	3	山梨大学教育学部 教授	長谷川	千秋
市町	4	市町村教育委員会連合会 会長	窪田	新治
村教	5	都市教育長会 会長	小林	俊彦
育委	6	都市教育長会 教育長	堀川	薫
員会	7	町村教育長会 会長	今泉	守夫
	8	県公立小中学校長会 会長	金井	哲也
学校	9	県公立小中学校教頭会 副幹事長	金森	恵子
関係	10	県連合教育会 会長	原	和之
	11	県へき地教育連盟 会長	小山田	拓也
保護	12	県PTA協議会 会長	清水	好美
者	13	県PTA協議会副会長	相山	恭子
県教育委員	14	山梨県教育委員会 教育次長	信田	恭央
	15	山梨県教育委員会 教育監	秋山	克也
	16	特別支援教育・児童生徒支援課 副主幹・指導主事	北畑	貴美
会	17	義務教育課 主幹・指導主事	秋田	里美